

【細則】

申し合わせ事項

1 事務局に関する事項

(1) 事務局は、【表 1】のとおりとする。

【表 1】

1 当別高校	2 江別高校	3 三笠高校
--------	--------	--------

(2) 事務局校から専門委員を必ず 1 名選出し、事務局担当直前の専門委員の任期も務めるものとする。

2 推進・普及に関する事項

(1) 評価研究協議会・検定委員養成講座は原則として毎年実施するものとする。

3 専門委員に関する事項

(1) 専門委員は 6 名とする。

(2) 専門委員は、事務局校、前事務局校、次期事務局校、函館大妻高校、家庭部会長校より各 1 名を委嘱し、残りの 2 名を全道地域から委員長が選出する。(【表 2】のとおり)

【表 2】

年度	当別	江別	三笠	函館大妻	備考	委員
5	△**	○▽**	▲**	**	名寄産業より 1 名	
6	▲*	○△*	▽*	**	石狩翔陽より 1 名	
7	▲	○△	▽		名寄産業閉科	
8	▲	○△	▽			
9	▽	○▲	△			

▽前事務局 △次期事務局 ▲事務局 ○部会長校 *専門委員

(3) 専門委員・検定委員は、事務局より 1, 2 級審査への派遣依頼があった場合はそれに協力する。

(4) 専門委員の構成は【表 3】のとおりとする。

【表 3】

全国専門委員		北海道専門委員		備考
被服製作	1 名	被服製作	2 名	北海道専門委員 6 名のうち <u>3</u> 名を全国専門委員とする。
食物調理	1 名	食物調理	2 名	
保育	<u>1</u> 名	保育	2 名	

4 監事に関する事項

監事のうち1名は、原則事務局校長および次期事務局校長を除く【表4】の順とする。もう1名の監事は専門教科の校長とし、委員長が委嘱する。

【表4】

1 当別高校	2 函館大妻高校	3 三笠高校
--------	----------	--------

役員校一覧

当面の間は【表5】のとおりとする。

【表5】

年度	委員長	副委員長	監事	監事
5	三笠	当別	名寄産業	専門教科の校長（森）
6	当別	江別	函館大妻	専門教科の校長（森）
7	当別	江別	三笠	専門教科の校長
8	当別	江別	函館大妻	専門教科の校長

附則

この細則は平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

この細則は平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

この細則は平成 17 年 4 月 27 日から施行する。

この細則は平成 19 年 4 月 26 日から施行する。

この細則は平成 20 年 4 月 24 日から施行する。

この細則は平成 22 年 4 月 22 日から施行する。

この細則は平成 28 年 4 月 22 日から施行する。

この細則は平成 29 年 4 月 21 日から施行する。

この細則は平成 30 年 3 月 23 日から施行する。

この細則は令和 3 年 4 月 15 日から施行する。

この細則は令和 4 年 4 月 14 日から施行する。

この細則は令和 6 年 4 月 19 日から施行する。